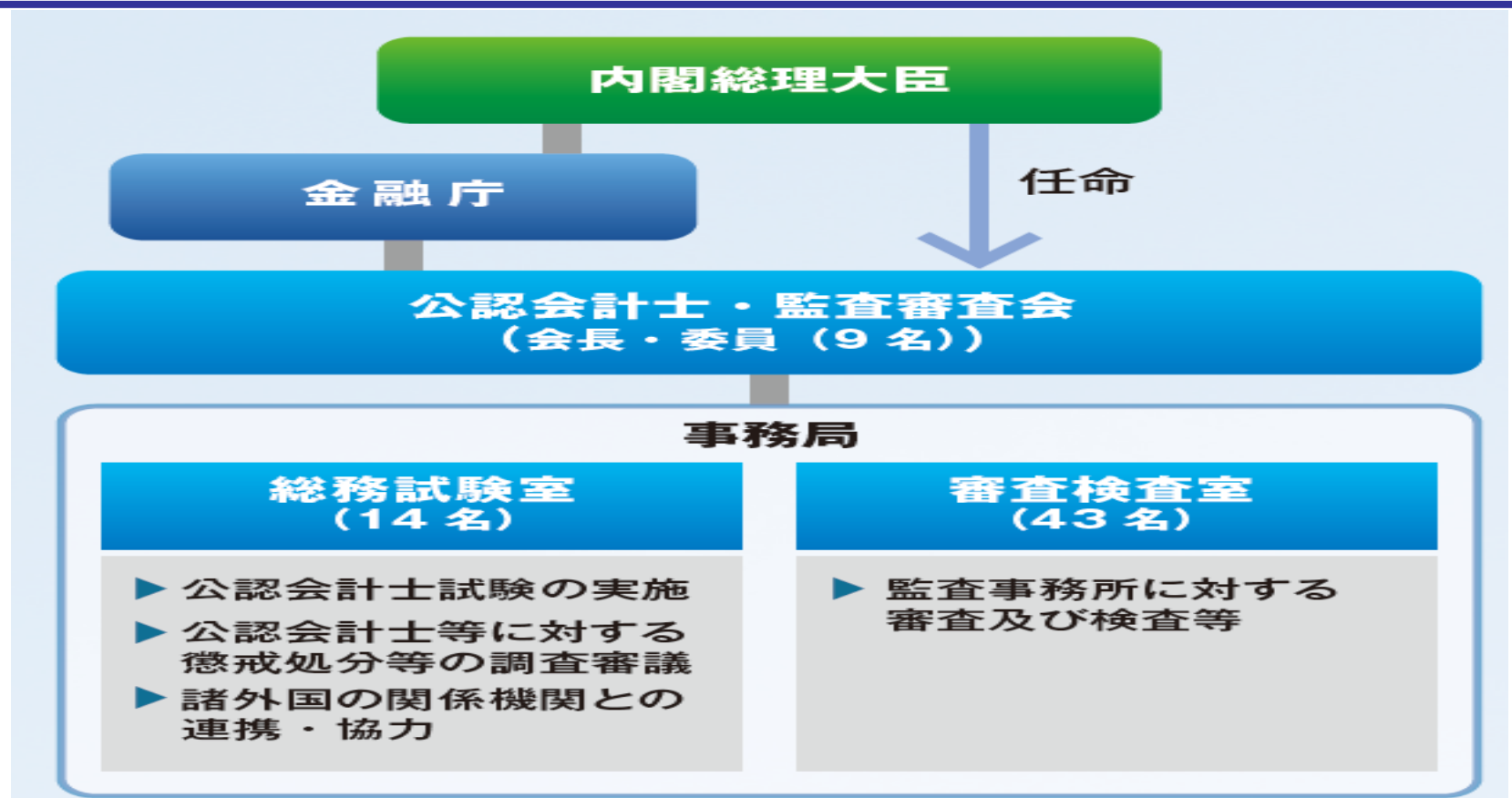


# 拡大する公認会計士の 活躍領域

中央大学  
令和2年 11月10日

公認会計士・監査審査会  
常勤委員  
松井 隆幸

# 公認会計士・監査審査会とは



(注) 上記人員数は、平成31年度定員ベース

(審査会『公認会計士・監査審査会』(パンフレット) 令和元年度版、2頁)

# 構成

## はじめに～公認会計士の使命と業務

- I. 公認会計士の基本的役割～財務諸表の監査
- II. 監査法人
- III. 拡大する活躍領域～組織人として
- IV. 拡大する活躍領域～独立の専門職業人として

おわりに

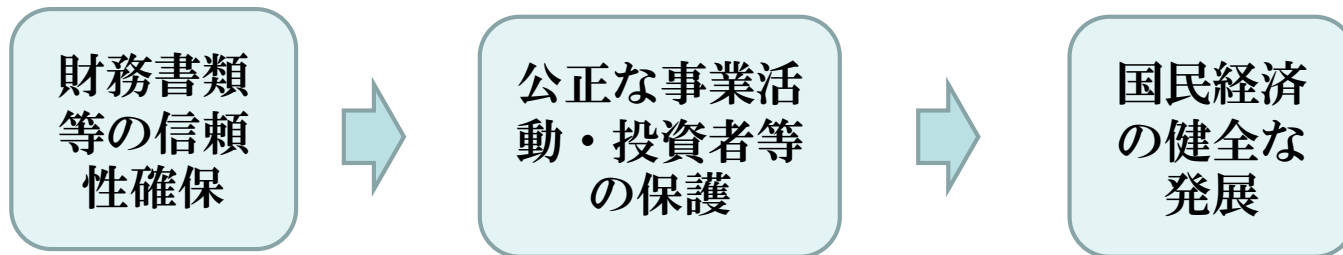


# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

# はじめに

## ～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士は、**会計及び監査の専門家**です。
- 会計及び監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、**財務書類等の情報の信頼性を確保**することを職務としています。
- それを通し、**経済社会の健全な発展に寄与**します。
  - － 信頼できる財務情報は、経済活動を行うために不可欠です。会計・監査の専門家は、多様な領域で必要とされます。

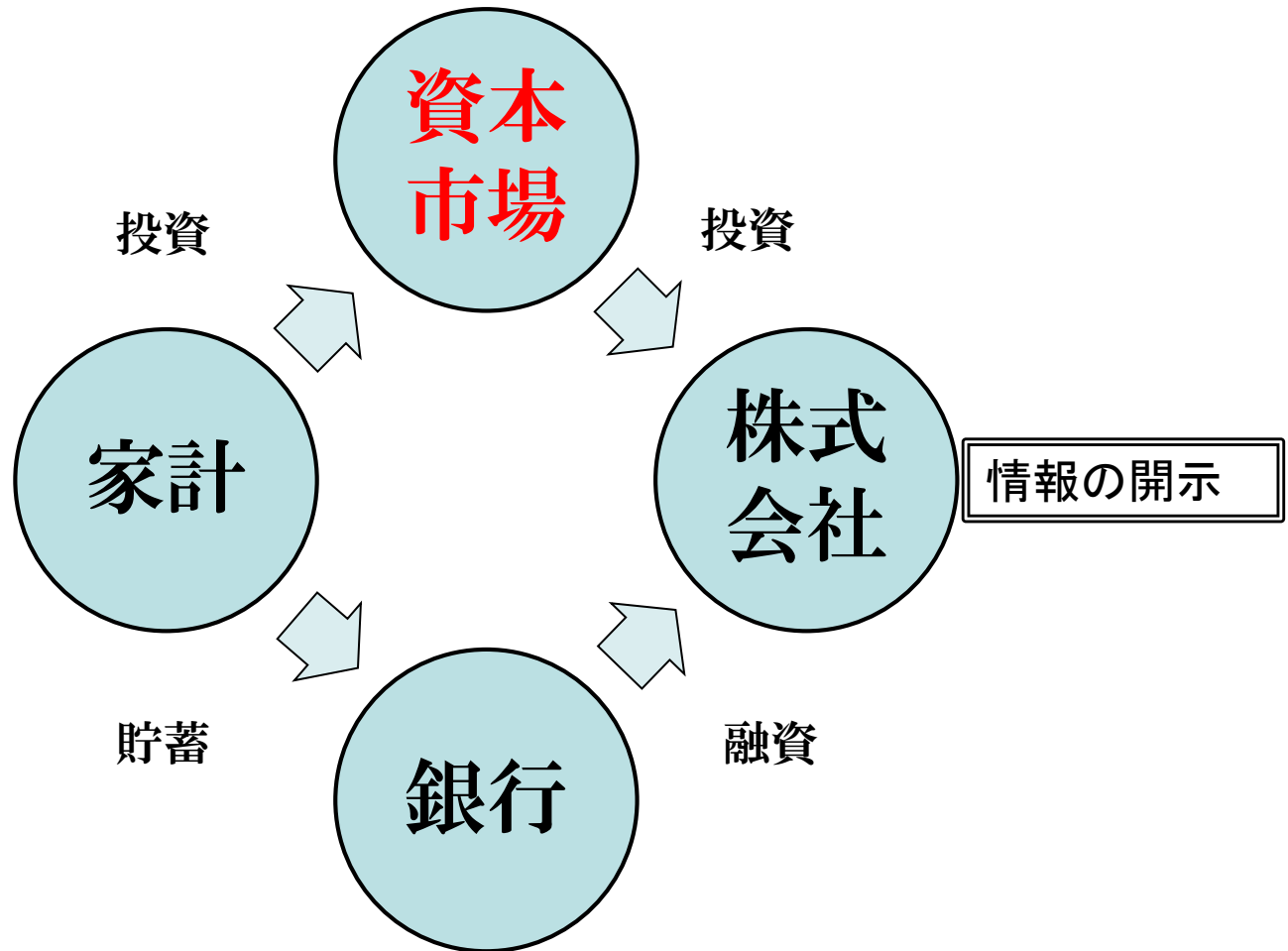
# I. 公認会計士の基本的役割

## ～財務諸表の監査

1. ディスクロージャー制度における監査の意義
2. 公認会計士の要件
3. 公認会計士試験制度



# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義





# I-1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式等を発行し、投資者に売却します。
- 投資者は、購入後、必要に応じて、株式等を自由に売買できれば、購入は容易になります。
- 株式会社が株式等を発行して資金調達し、また投資者等が株式等を売買できるためには、そのための《場》である**資本市場**が必要になります。
- 資本市場で株式を売買しようとする投資者（株式を購入すれば、株主になります）は、当該株式会社に関する財務情報等に基づいて、売買に関する意思決定を行います。

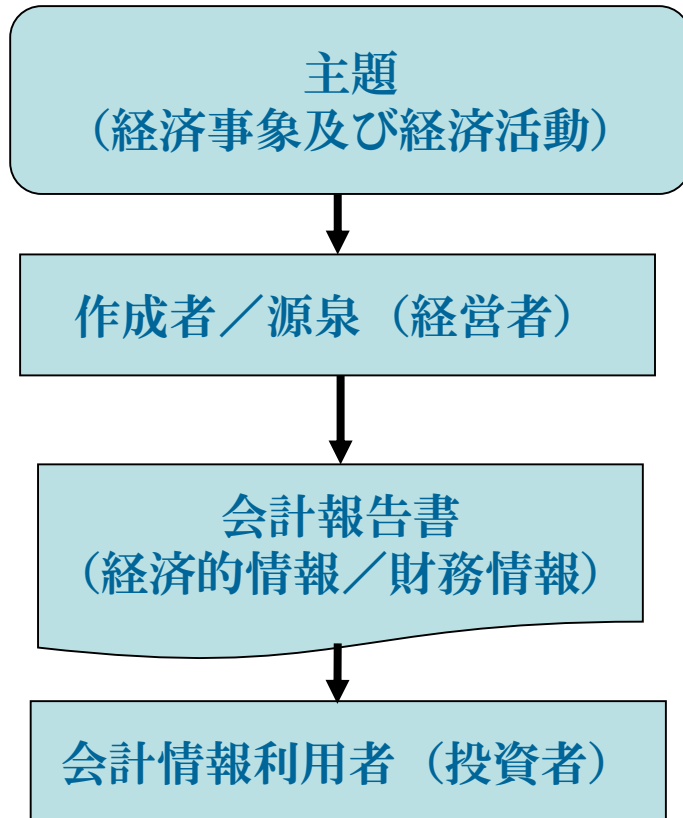
# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 投資者は、自分が提供した資金をできるだけ効率的に活用して利益を生み出す株式会社に投資したいと思うでしょう。
- 株式会社がどの程度効率的に資金を活用したかは、例えば、財務情報に基づいて自己資本利益率（ROE）を計算し、推測することができます。
- 自己資本利益率 = 当期純利益 / 自己資本  
= (当期純利益 / 売上高) ×  
(売上高 / 総資産) ×  
(総資産 / 自己資本)

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義

- 効率的に資金を活用する株式会社に資金が集まるようになれば、社会的にも適切な資源配分がなされるといえます。
- 資本市場が有効に機能し、適切な資源配分がなされるためには、投資者に有用な財務情報等が提供されるようにする必要があります。
- そこで、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容開示制度を定め、財務情報の開示を求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。

# I -1 ディスクロージャー制度 における監査の意義



投資者（株主等）は、次の2つの判断をする必要があります。

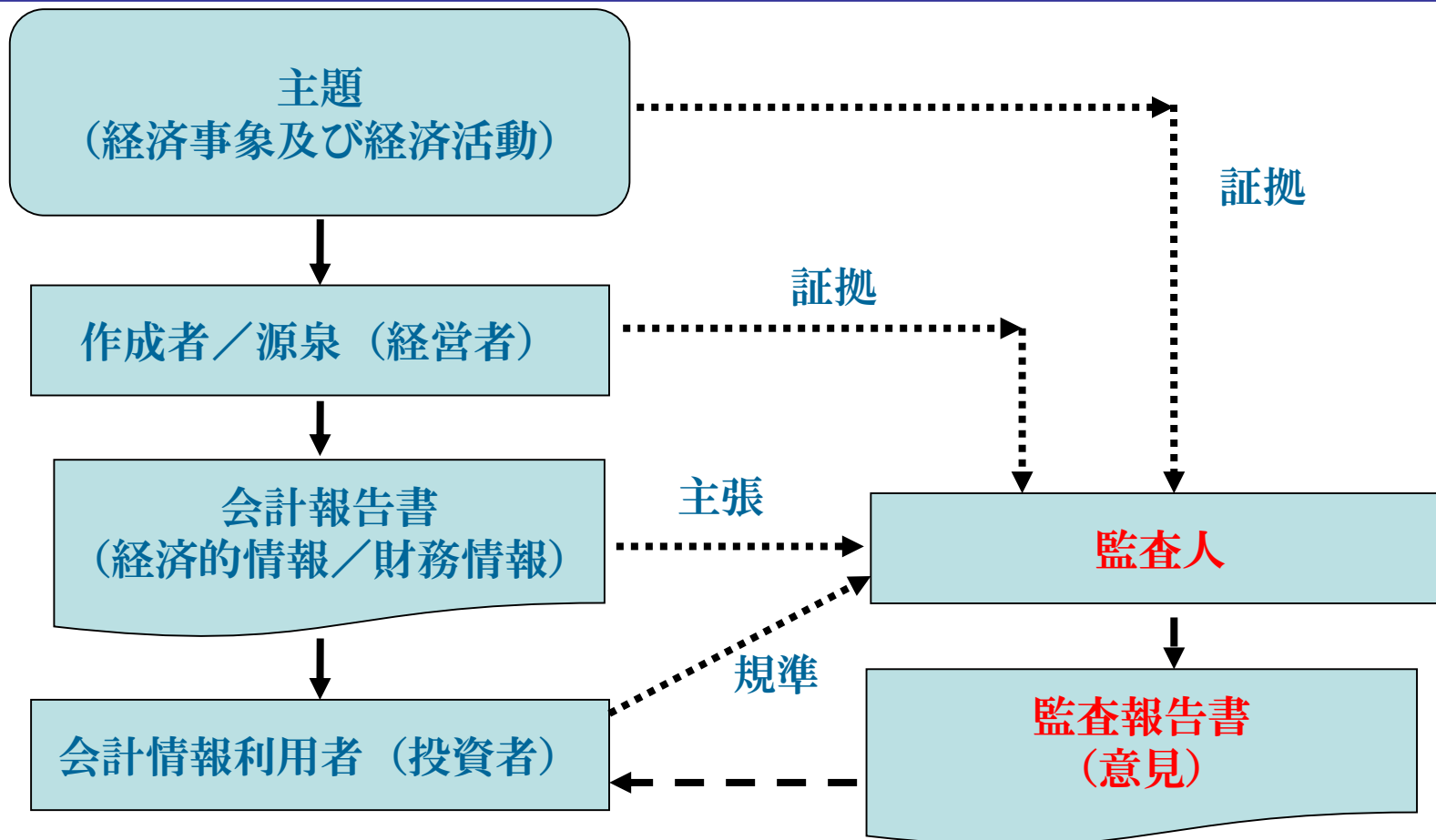
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

# I-1 ディスクローチャー制度 における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるとはでしょうか？

# I-1 ディスクローチャー制度 における監査の意義



鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

# I-1 ディスクローチャー制度 における監査の意義

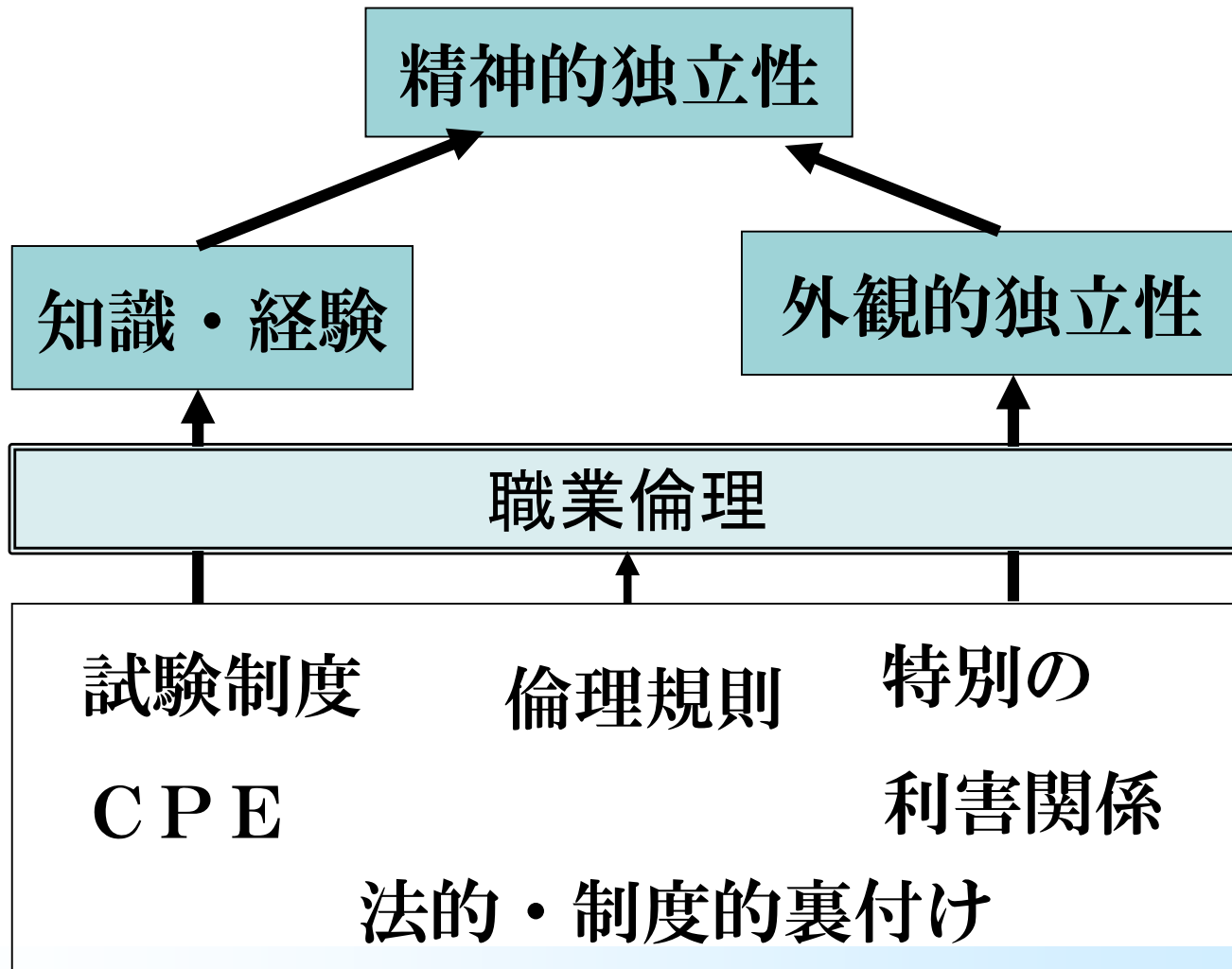
- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。

# I-1 ディスクローチャー制度 における監査の意義

- これにより、投資者は財務情報に信頼を置いて投資をすることができます。そうすれば有望な会社に資金が集まりますから、会社は積極的な投資をすることができます。
- そこで、金融商品取引法では、有価証券報告書等で開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めているのです。（第193条の2第1項）
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。



# I -2 公認会計士の要件



## I -2 公認会計士の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるように義務付けています。

## I -2 公認会計士の要件

---

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の専門的知識と実務経験を備える必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

## I -2 公認会計士の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。  
(**継続的専門研修制度**：Continuing Professional Education)。

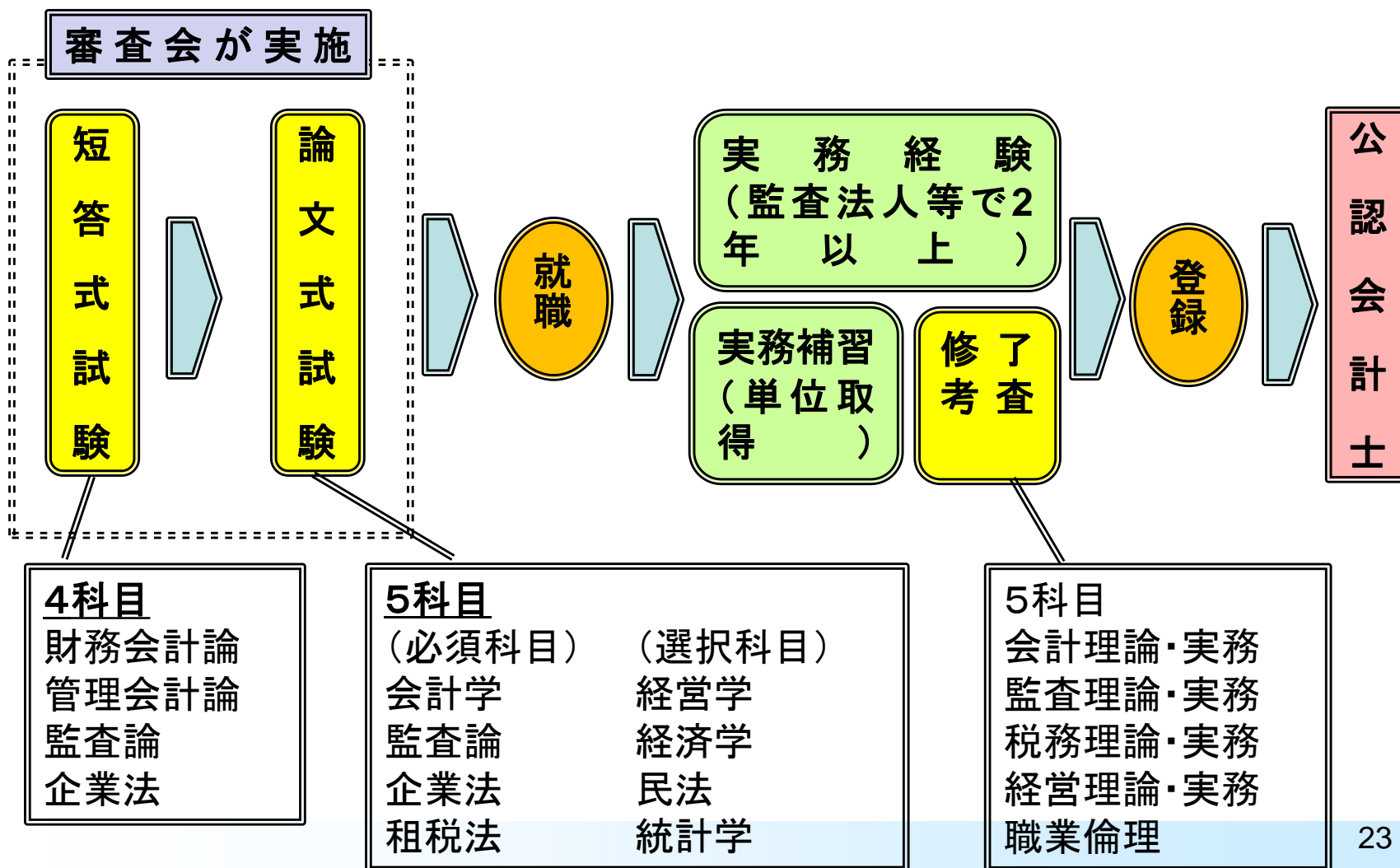
## I -2 公認会計士の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）

## I -2 公認会計士の要件

- 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係のない**公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。
- 公認会計士法等では、特別の利害関係に該当する身分的・経済的関係を規定して、外観的独立性を欠く者が監査人となることを防いでいます。
- また、上場会社等の監査について、監査人が継続的に同一の被監査会社の監査に関与する期間に上限を設ける制度（ローテーション制度）も導入されています。

# I-3 公認会計士試験制度



# I-3 公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
  - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。



# I-3 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な専門的知識を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
  - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

# I-3 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

# I -3 公認会計士試験制度

## ● 短答式試験

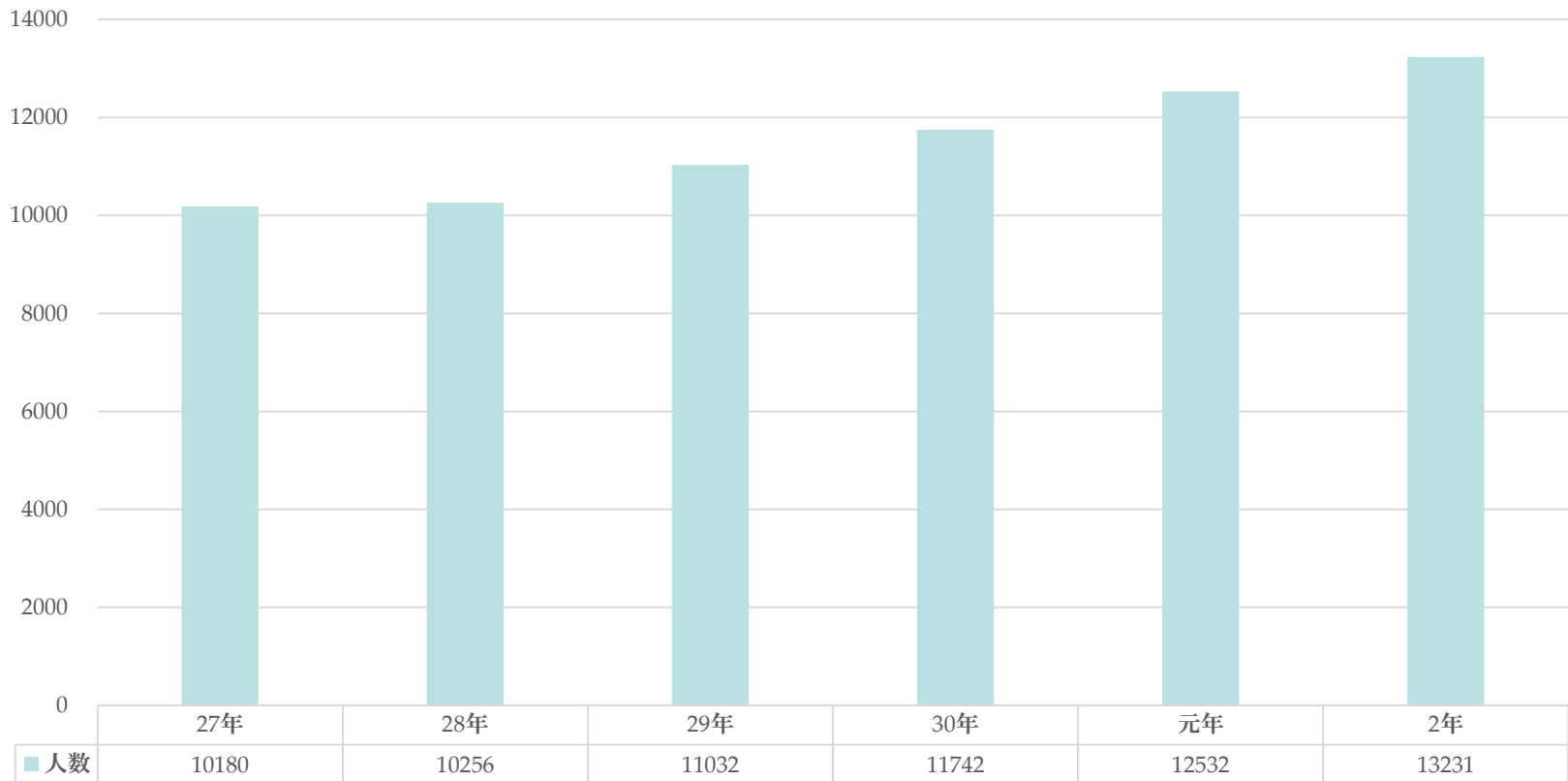
科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

## ● 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
会计学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

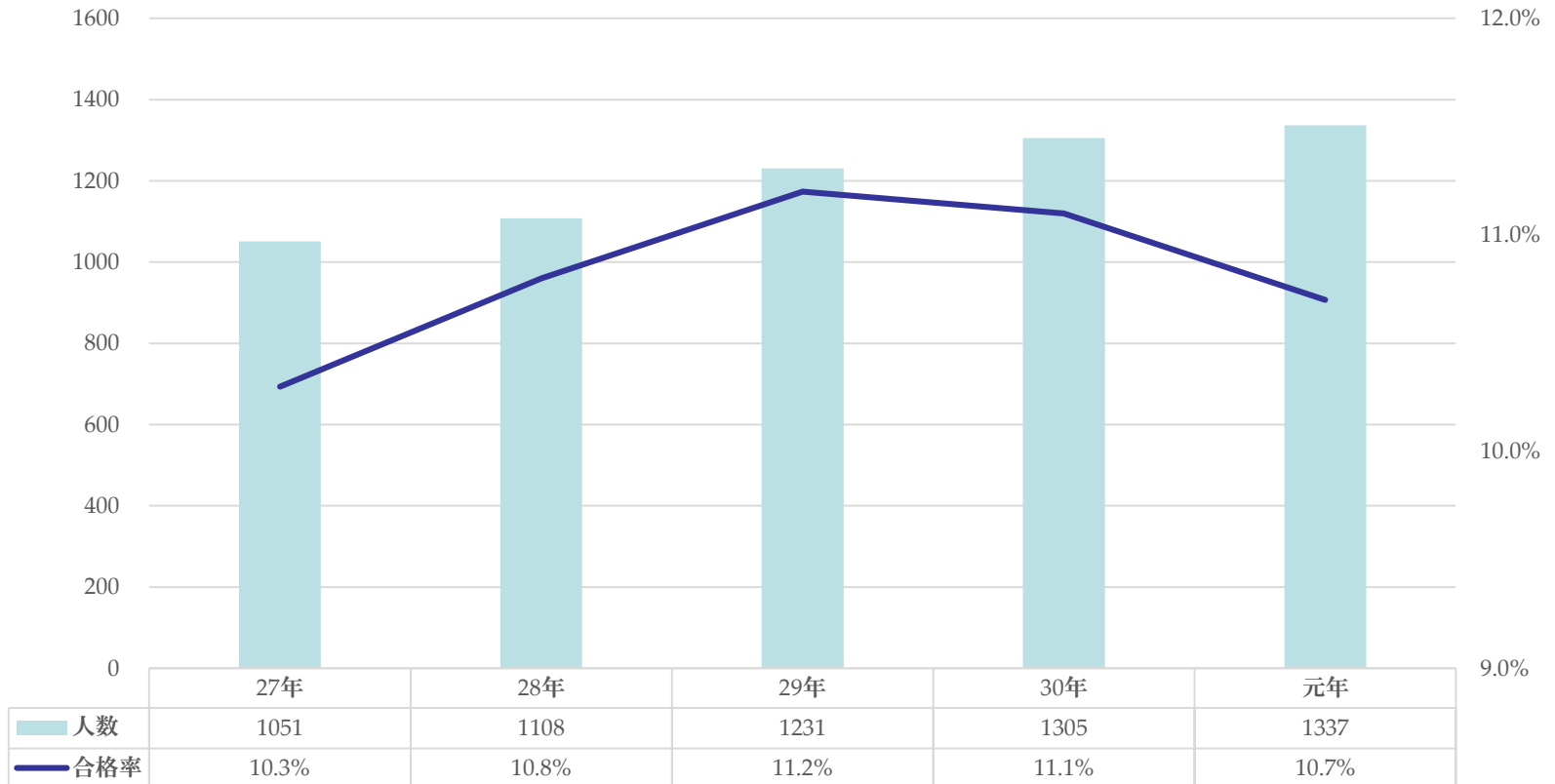
# I -3 公認会計士試験制度

願書提出者数



# I -3 公認会計士試験制度

合格者数・合格率



# I -3 公認会計士試験制度

## ● 合格基準

### 短答式試験

26年		27年		28年		29年		30年		元年		2年	
第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回	第I回	第II回
70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%	64%	70%	64%	63%	63%	57%	64%

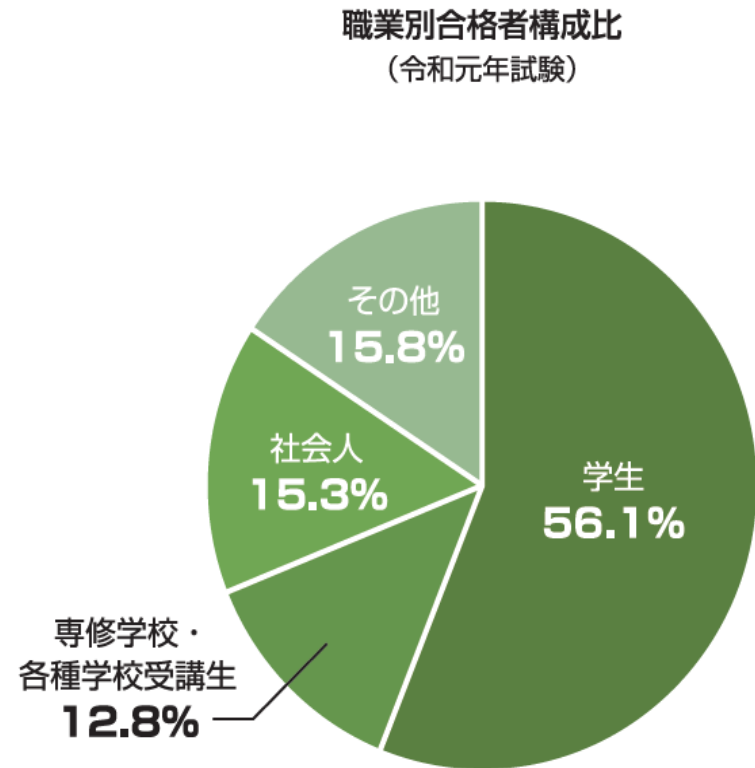
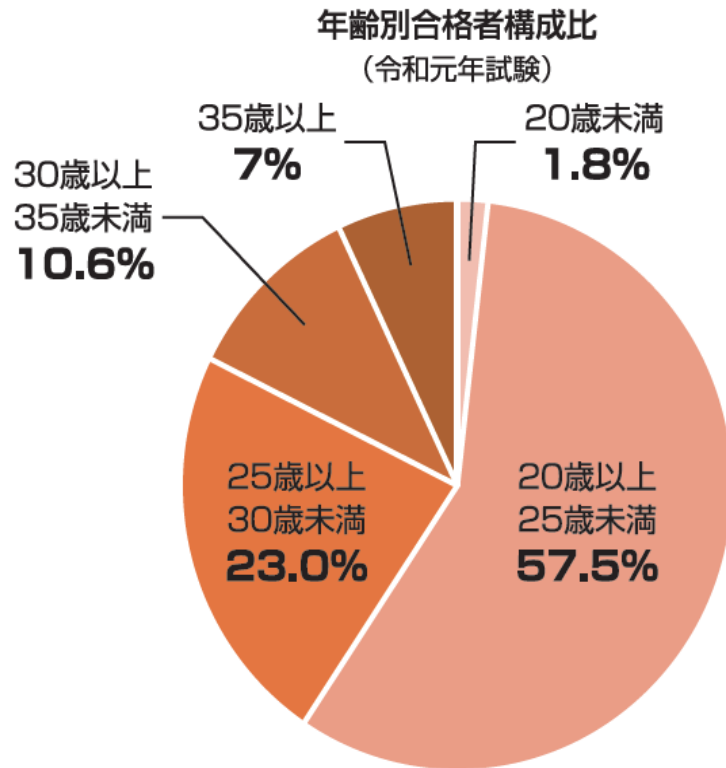
(注) 27年第I回、29年第II回、元年第II回及び2年第I回を除き、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

### 論文式試験

26年	27年	28年	29年	30年	元年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

# I-3 公認会計士試験制度



公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士！ 2020年版』

# I-3 公認会計士試験制度

- 最近5年間の状況を見ると、願書提出者数  
● 合格者数とも、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 監査法人で実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すこととなります。
- 最近の試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。



## Ⅱ. 監査法人

---

1. 監査法人とは
2. 監査法人の現状



## Ⅱ-1 監査法人とは

- 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に行う**ことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
  - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
  - － 監査事務所には、監査法人のほか、共同事務所や個人事務所が含まれますが、大企業の監査は、多くの場合、監査法人により行われています。

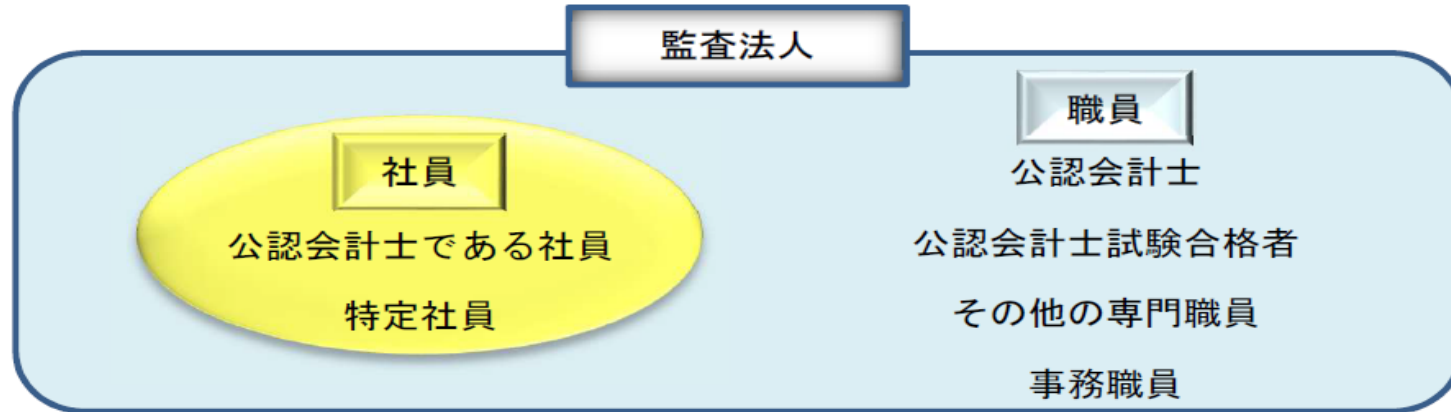
## Ⅱ-1 監査法人とは

---

- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、令和2年3月末時点で、246法人ありますが、上場会社の監査の多くは、大手監査法人及び準大手監査法人が担っています。

# Ⅱ-2 監査法人の現状

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



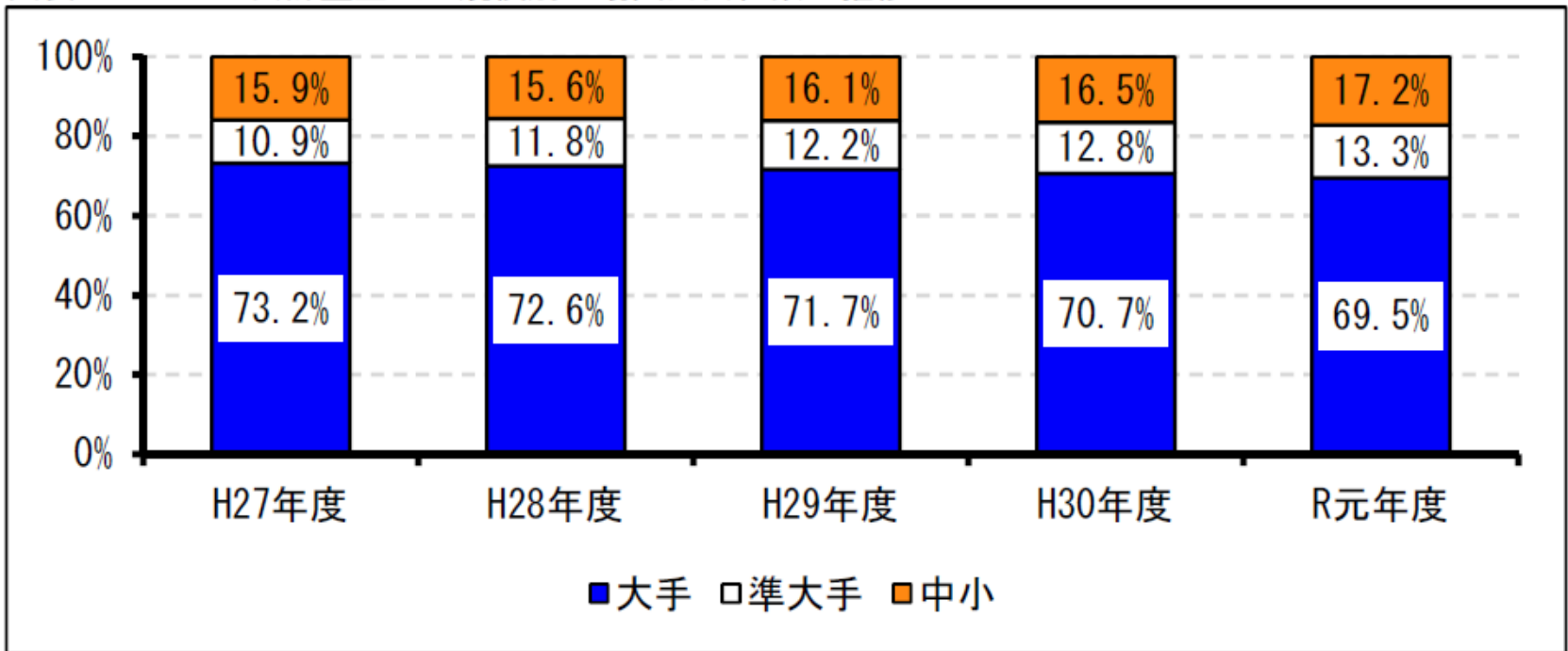
	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100人強～約600人	約30人～100人弱	～約50人
常勤職員数	約3,100人～約6,400人	約150人～700人弱	～約80人

(資料) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—(第一法規、平成21年)55ページの図を参考に、審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、16頁より抜粋。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

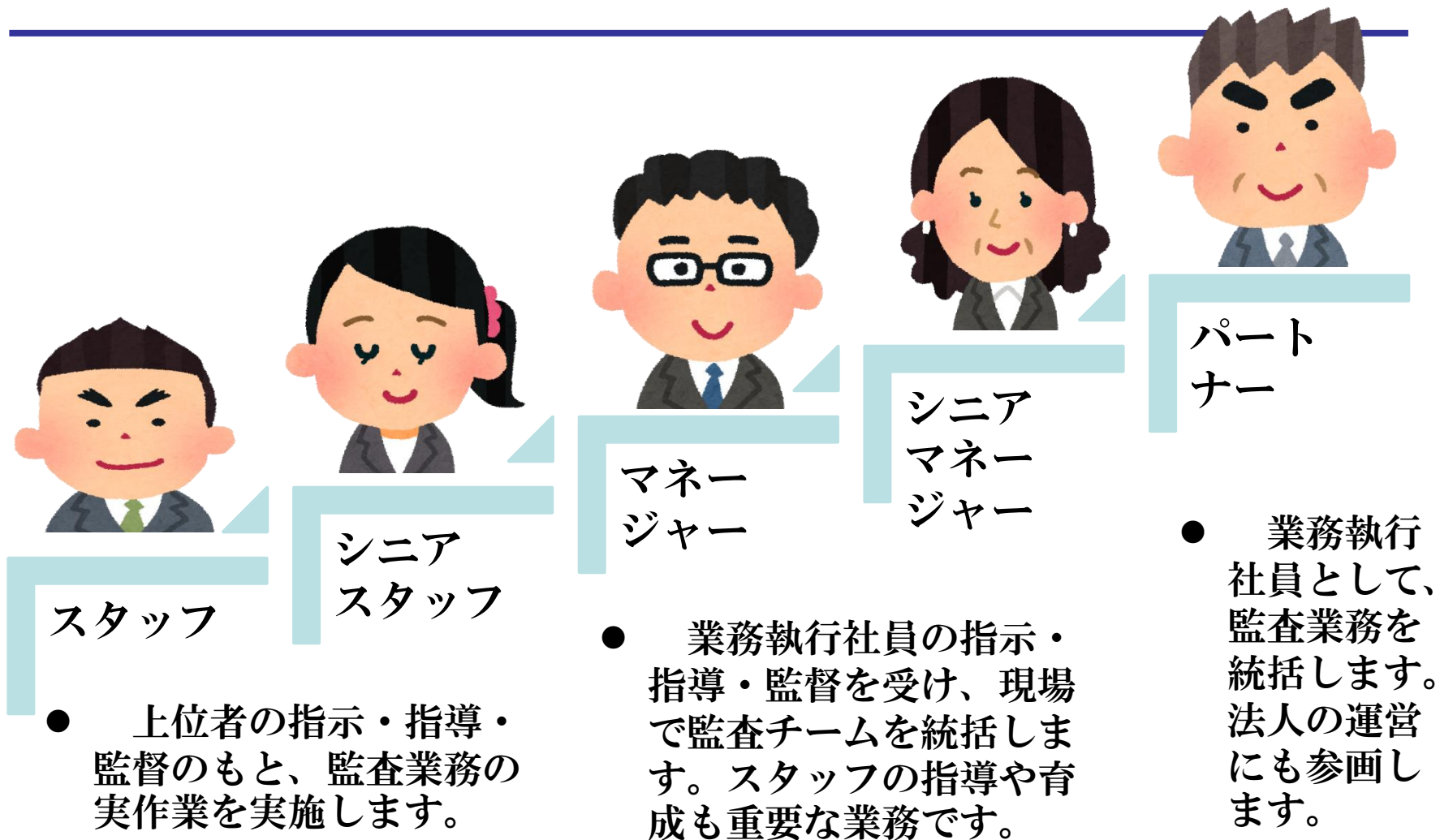
図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、25頁。

## II-2 監査法人の現状



# Ⅱ-2 監査法人の現状

図表Ⅲ-1-10<事例：大手監査法人における監査チーム編成（大規模国内上場会社）と主な役割>

		職階	主な役割
監査責任者 3 人		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	シニアマネジャー・マネジャー	監査チームの統括、財務諸表監査業務の統括
	公認会計士 B	シニアマネジャー・マネジャー	内部統制監査業務の統括
	公認会計士 C	シニアマネジャー・マネジャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 29 人	シニアスタッフ	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 （公認会計士試験合格者等） 31 人	シニアスタッフ	内部統制の整備運用評価手続、重要な監査領域以外の監査手続
	その他の監査補助者 （監査アシスタント） 7 人	アシスタント	データ加工、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送・回収管理、監査調書の管理
内部専門家 14 人（注 2）		パートナー、マネジャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税等の処理の検証、不動産評価の妥当性の検証

（注 1）被監査会社の連結売上高約 1.5 兆円、監査時間約 18,000 時間の監査チームの事例

（注 2）内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

## Ⅱ-2 監査法人の現状

図表Ⅳ-2-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和2年7月1日現在)

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、109頁。



## II-2 監査法人の現状

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 被監査会社の会計システムのIT化に対応するため、また、監査の有効性・効率性の向上を図るため、IT（AI）を活用した監査ツールを開発する必要があります。監査ツールへの投資を効率化するため、グローバルネットワークが開発を担うようになっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、グローバルネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

# Ⅲ. 拡大する活躍領域 ～組織人として

1. 求められる会計人材
2. 拡大する監査業務
3. IPO支援業務
4. アドバイザリー業務
5. 株式会社等の組織の中で



# Ⅲ-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけにと、組織体の中で、いろいろな役割を果たすことができます。

# Ⅲ-1 求められる会計人材

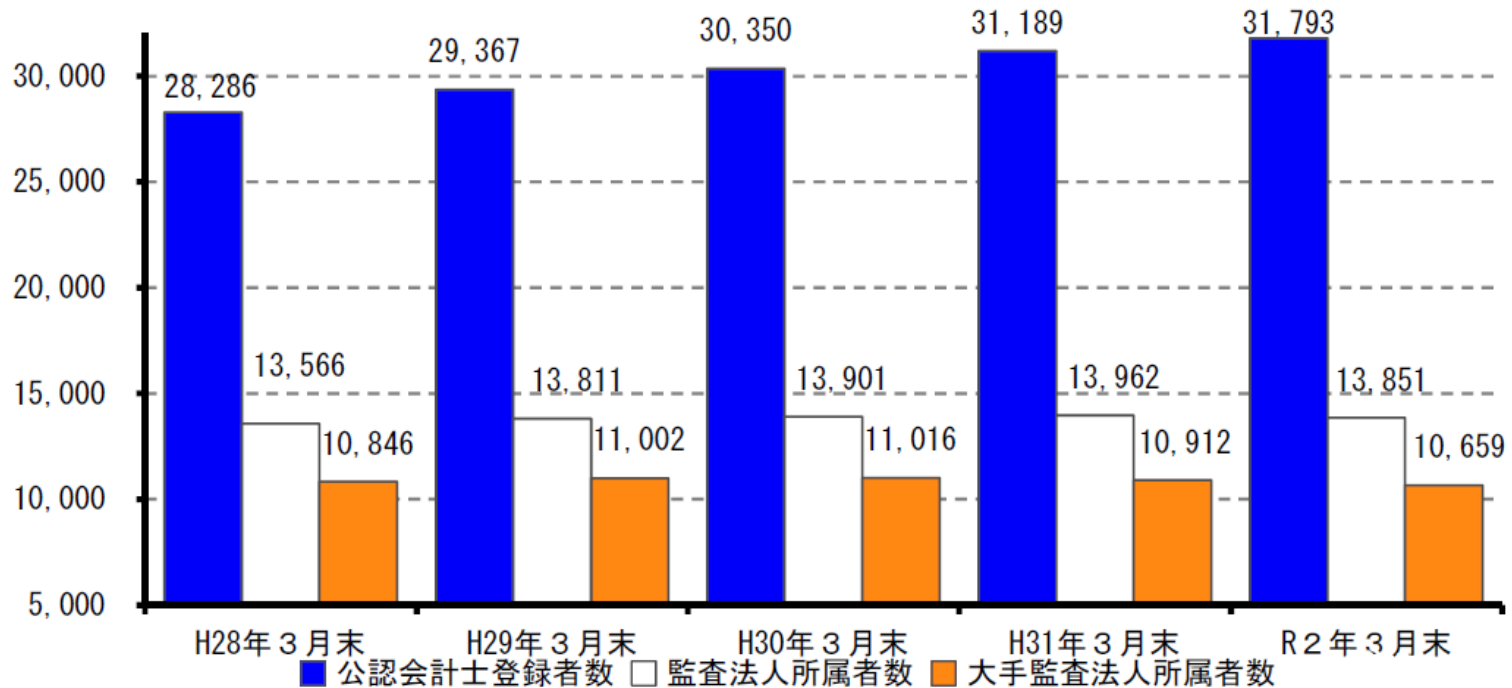
監査法人	独立開業	事業会社等 (組織内会計士)	官公庁 (組織内会計士)
監査業務 ※			
新規株式公開 (IPO) 支援			
アドバイザー (IFRS適用、新たな会計基準への対応、M&A支援 等)			
		組織内の決算業務・ 財務管理・内部監査	
			会計検査 税務調査

※監査業務には、金商法、会社法、社会福祉法、農業協同組合法など各法律で公認会計士による監査が義務づけられている法定監査と法律に基づかない任意監査があります。

金融庁・日本公認会計士協会『Playing Field of CPA』令和2年、3頁

# Ⅲ-1 求められる会計人材

＜公認会計士登録者の数の推移（単位：人）＞



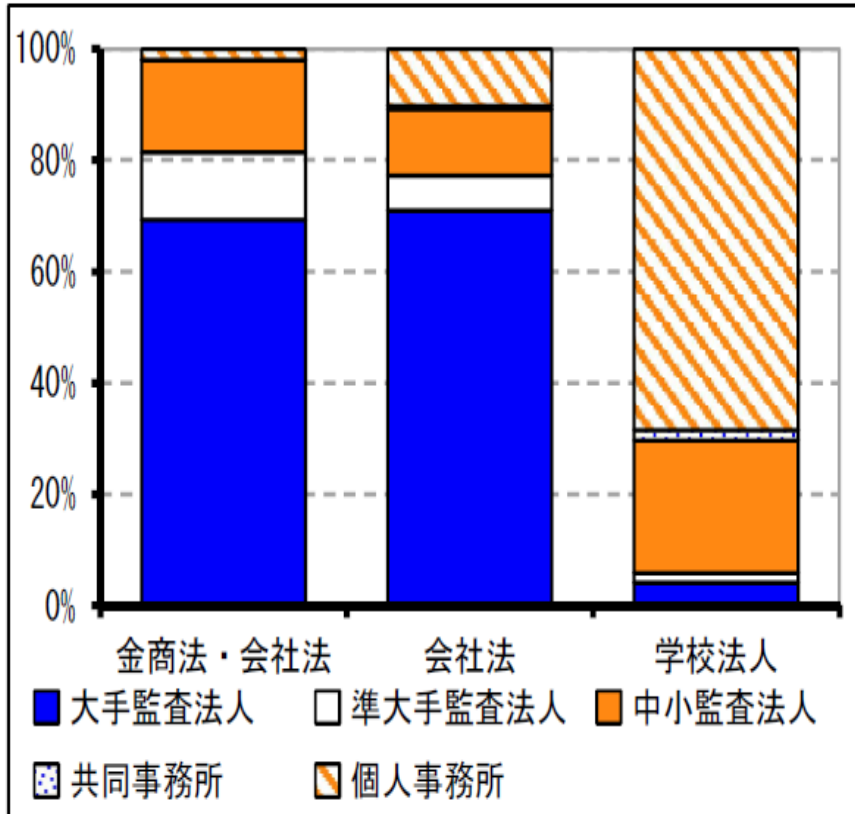
公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』令和2年、12頁。

## Ⅲ-2 拡大する監査業務

- **監査業務**－ I で紹介した金融商品取引法に基づく監査業務以外にも、多くの法令で、公認会計士又は監査法人による監査を要求しています。
  - － 会社法に基づく会計監査人監査
  - － 私立学校振興助成法に基づく学校法人監査
  - － 国立大学法人法に基づく国立大学法人の監査
  - － 労働組合法に基づく労働組合監査
  - － 地方自治法に基づく地方自治体の監査
  - － 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
  - － 医療法に基づく医療法人の監査
  - － 社会福祉法に基づく社会福祉法人の監査
- **任意監査**－ 法令等で要求されない場合でも、依頼者から依頼を受けて、監査業務を提供する場合があります。

# Ⅲ-2 拡大する監査業務

図表 I-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



監査事務所別	金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人	3,887	5,264	1,599
(内訳)	(大手)	(4,188)	(219)
	(準大手)	(369)	(95)
	(中小)	(707)	(1,285)
共同事務所	7	39	100
個人事務所	78	600	3,695

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、23頁。

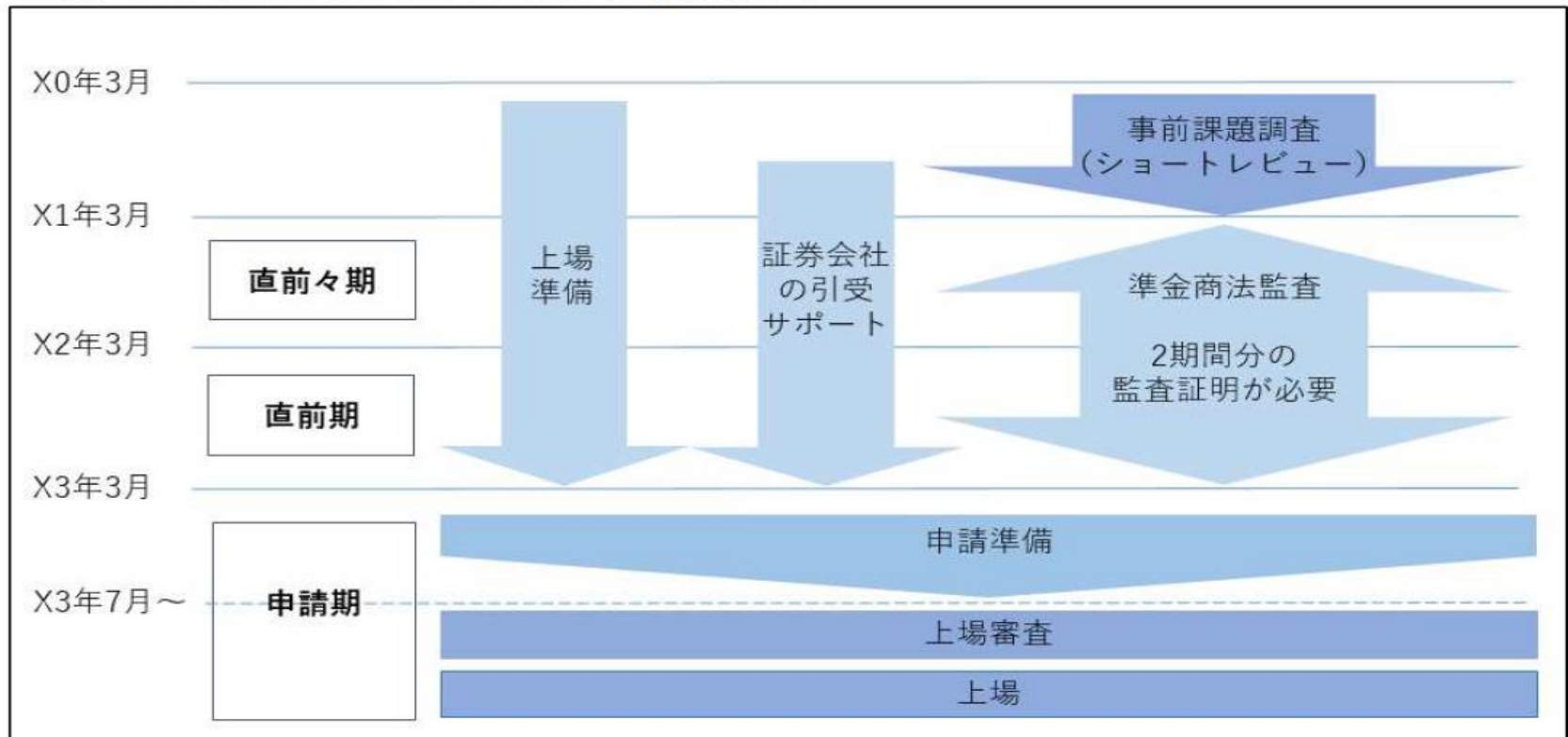
## Ⅲ-3 IPO支援業務

- IPOとは、Initial Public Offeringの略語です。具体的には、株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
- 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、前提として、組織体内部に適切な管理態勢（内部統制）を構築し、運用する必要があります。
- その際、株式会社は、**監査法人の支援を受けながら**、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。



# Ⅲ-3 IPO支援業務

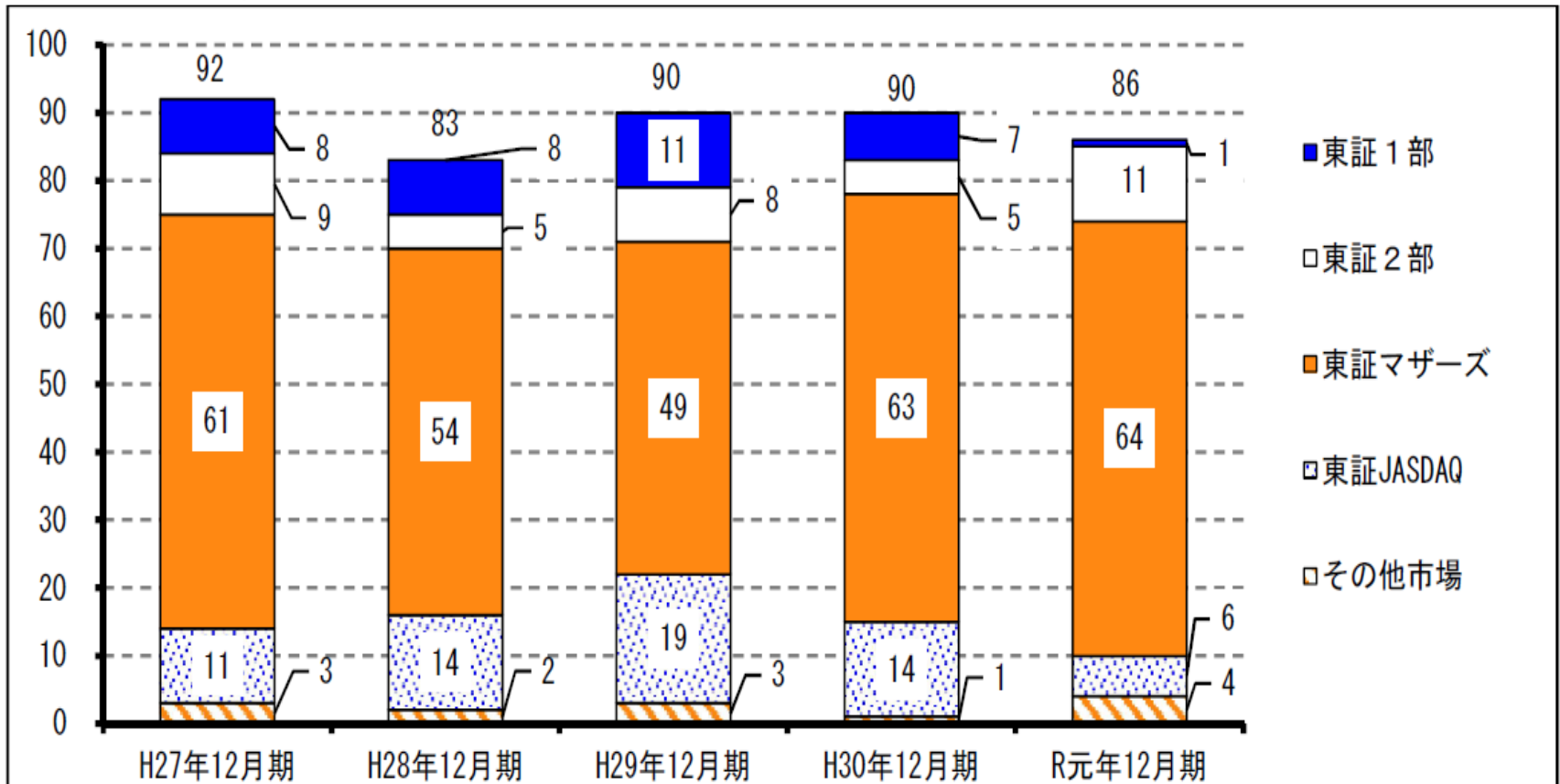
図表 I-3-15<IPO までのスケジュール例（3 月期決算）>



公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、31頁。

# Ⅲ-3 IPO支援業務

図表 I-3-13 <新規上場国内会社数の推移：上場市場別（単位：社）>



## Ⅲ-4 アドバイザリー業務

- 監査法人等では、会計や監査の知見を活かし、様々なアドバイザリー業務を提供しています。
  - － 財務諸表作成支援
  - － 決算早期化支援
  - － IFRS適用支援
  - － 内部統制・内部監査の高度化支援
  - － 管理会計高度化支援
  - － 財務経理プロセス最適化支援
  - － 不正・不祥事の調査

## Ⅲ-4 アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、アドバイザリー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないサービスを提供する監査法人を中核とするグループもあります。
  - － M&Aアドバイザリー
  - － 企業価値評価
  - － 事業戦略策定支援
  - － 業務改革支援
  - － 事業再編支援
  - － ITリスク管理支援
  - － サイバーセキュリティ・アドバイザリー

# Ⅲ-5 株式会社等の組織の中で



## Ⅲ-5 株式会社等の組織の中で

- 会計基準に精通した公認会計士は、経理や原価管理の担当者として、即戦力になります。
- 豊富な監査経験を持つ公認会計士は、監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
  - － 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
- 金融機関では、融資業務や資金管理・運用業務等において、会計・監査の知識は不可欠です。
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。
  - － 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。

# IV. 拡大する活躍領域

## ～独立の専門職業人として

---

1. 独立開業
2. 社外役員
3. 大学教員



## IV-1 独立開業

- 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業する人も数多くいます。
- 公認会計士は、税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。
  - － 各種税務書類の作成
  - － 税務代理業務（申告、不服申立、税務官庁との交渉など）
- 地域に密着して、小規模な組織体に対する監査業務を提供することもできます。また、自身の得意分野を生かしたアドバイザー業務を提供することもできます。

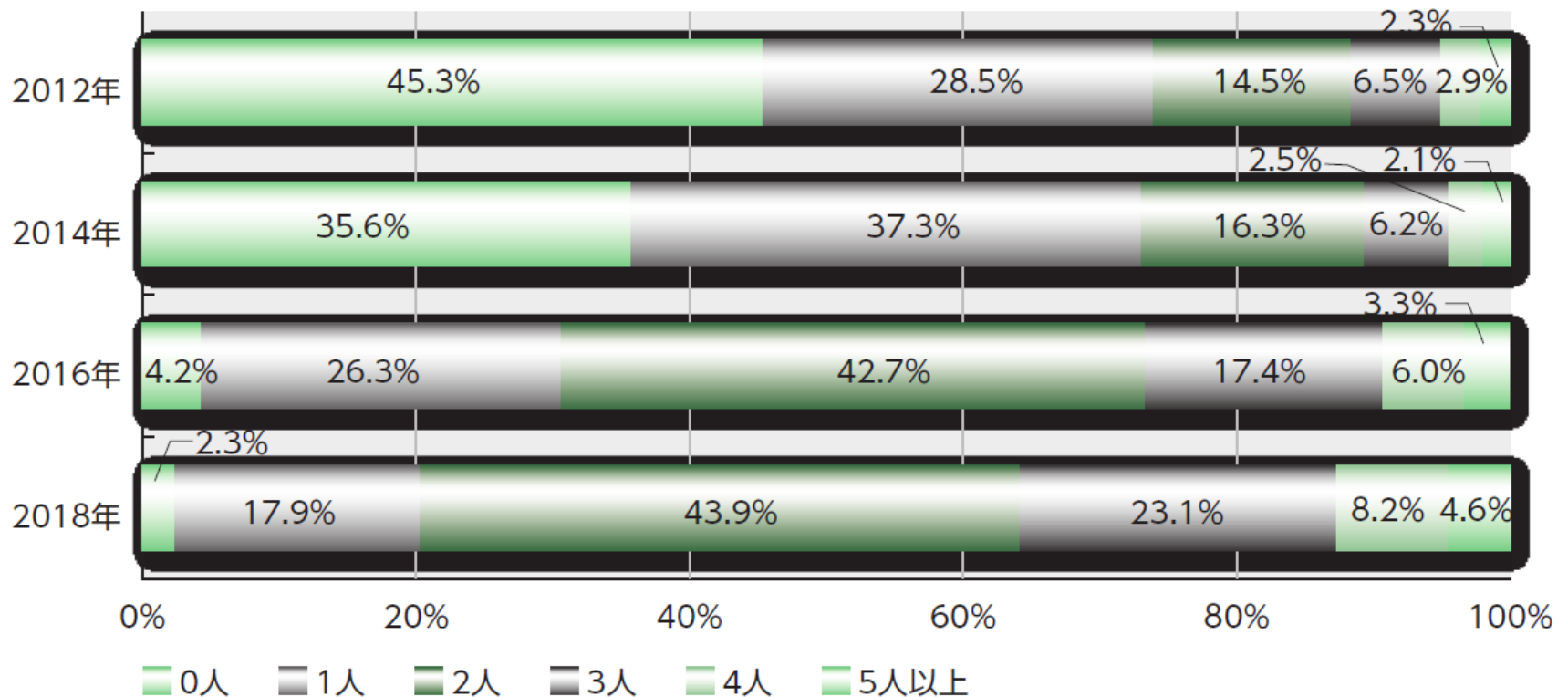


## IV-2 社外役員

- 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 監査役会等で会計監査人の監査の相当性を判断する必要があるので、会計や監査についての知見を有する監査役又は取締役は不可欠です。
  - － コーポレートガバナンス・コード（原則4-8）が「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」としたこともあり、ほとんどの上場会社は、社外取締役を置くようになっています。
  - － 令和元年12月に成立した改正会社法では、上場会社等は社外取締役を置かなければならない旨を明記しました。

# IV-2 社外役員

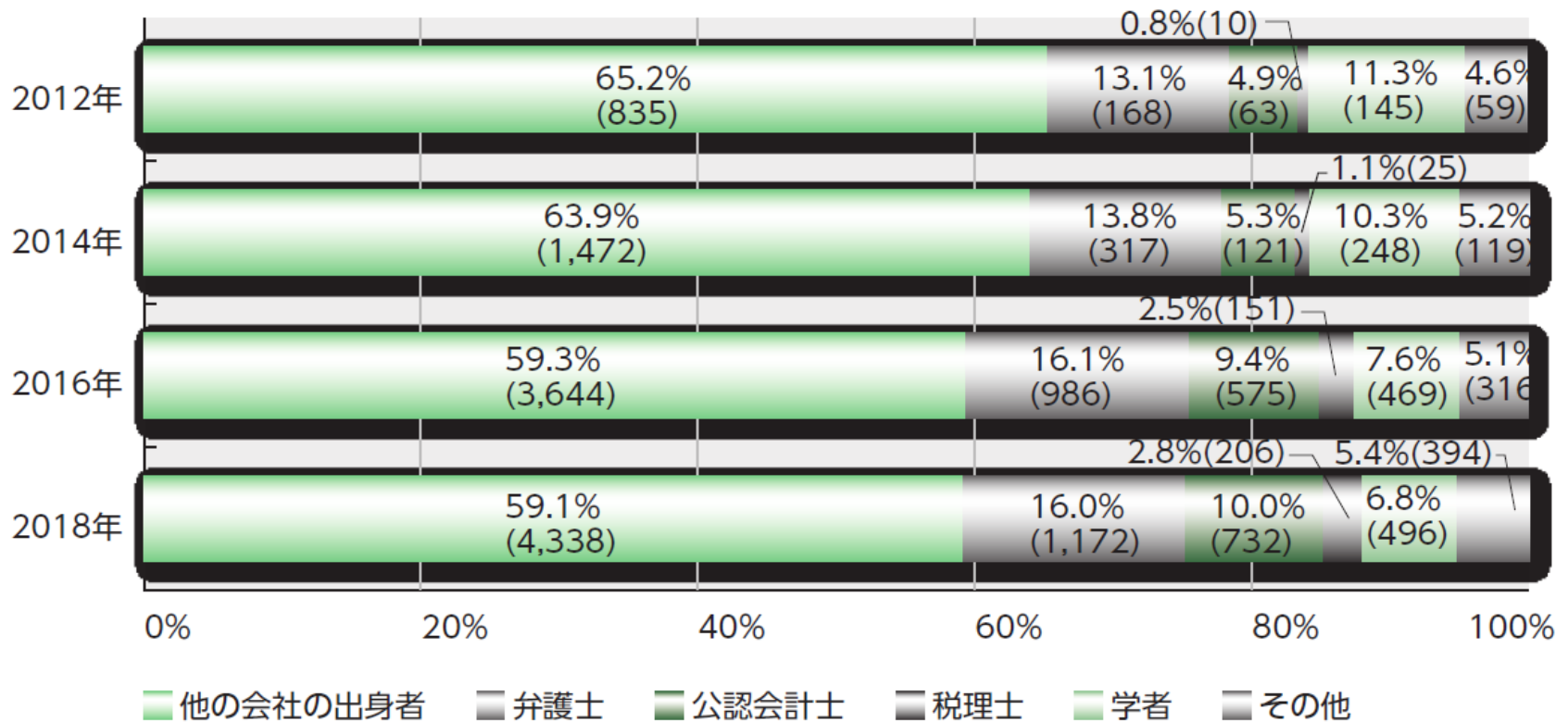
## 社外取締役の人数



東京証券取引所『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2019』令和元年、81頁。

# IV-2 社外役員

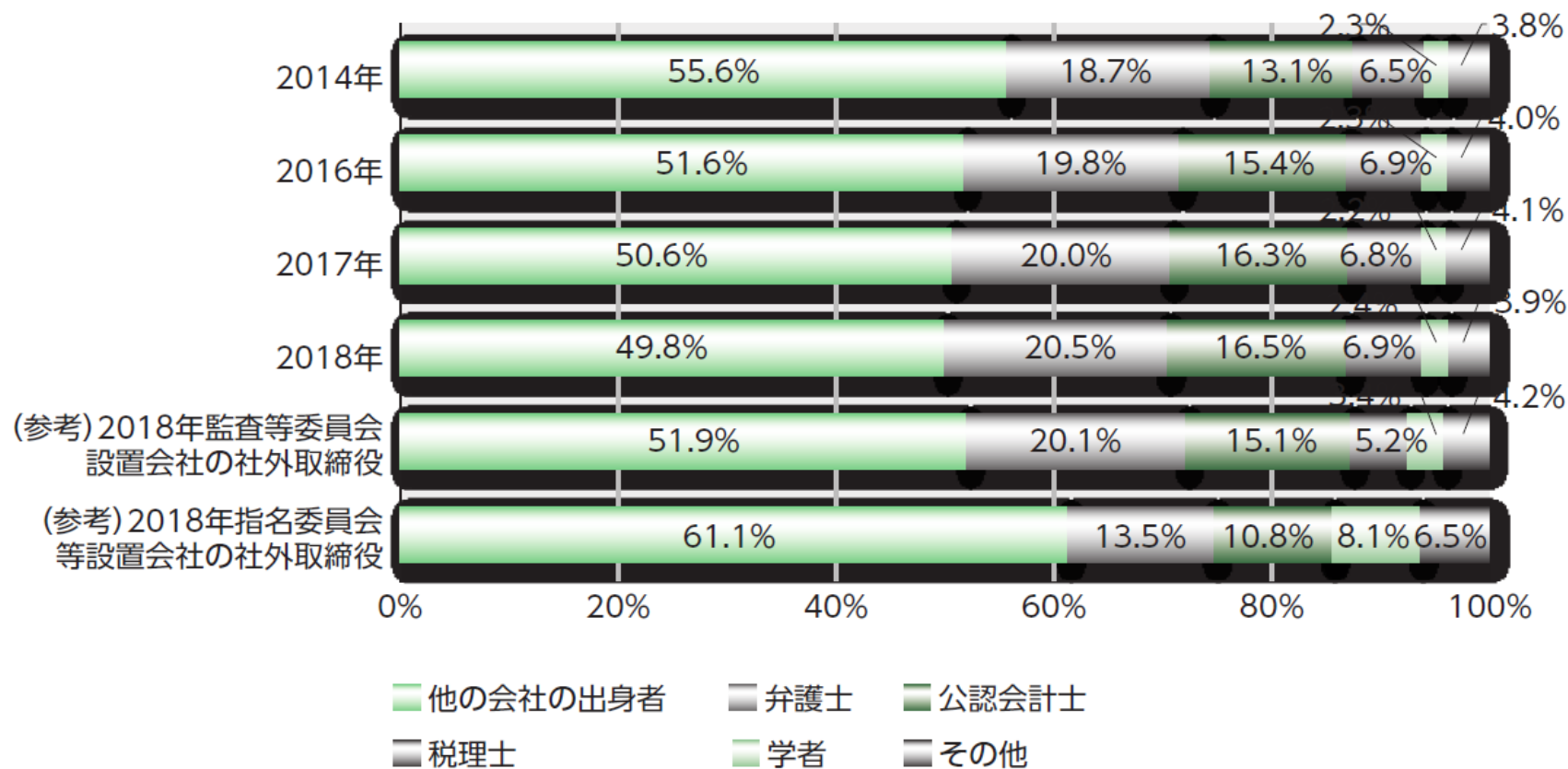
## 独立社外取締役の属性



東京証券取引所『東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2019』令和元年、87頁。

# IV-2 社外役員

## 社外監査役の属性



## IV-3 大学教員

---

- 会計及び監査の専門的知識を活用し、大学・大学院の教員に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 会計専門職大学院では、実務に精通した専任教員を置く必要があるため、実務経験豊富な公認会計士を迎えています。
  - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

# おわりに

---

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。しかし、公認会計士が活躍できる領域は、監査に限定されるわけではありません。

# おわりに

---

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。  
会計や監査に加え、関連する諸分野に関する知識・経験を活かして、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができます。

# おわりに

- パンフレットのURL
  - 公認会計士・監査審査会『公認会計士・監査審査会』令和元年度版  
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/pamphlet/pamhlet-k2.pdf>
  - 公認会計士・監査審査会『目指せ、公認会計士！』  
[https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/pamphlet/pamphlet2020\\_2.pdf](https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakai/pamphlet/pamphlet2020_2.pdf)
  - 公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20200714/20200714-2.html>
  - 金融庁・日本公認会計士協会『Playing Field of CPA』  
[https://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin\\_goukaku/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf)



---

ご清聴  
ありがとうございました

